

# 貸 金 庫 規 定

## 第 1 条(格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
  - ① 公社債券、株券その他の有価証券
  - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当組合は、前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
- (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
  - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの
  - ② 爆発物、銃刀類等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの
  - ③ 破損しやすいもの

## 第 2 条(利用目的の確認)

- (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

## 第 3 条(契約期間等)

この契約期間は、当初契約日から最初に到来する 3 月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 第 4 条(使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、当組合の定めた料金により 1 年分前払いするものとし、毎年 4 月の当組合所定の日、借主が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を 1 か月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

## 第 5 条(鍵、貸金庫カードの保管)

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立合いのうえ借主が届出の印章により封印し当組合が保管します。なお、正鍵の複製はできません。
- (2) 借主および借主があらかじめ届出た代理人(以下「代理人」という。)に貸金庫カードを発行しますので、借主および代理人が保管してください。また、届出の暗証番号は他の人に知られないよう管理してください。なお、代理人の貸金庫カードによる貸金庫の使用についても、この規定を適用します。

## 第 6 条(貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または代理人が貸金庫カードおよび正鍵を使用して行ってください。
- (2) 格納品の出し入れは、当組合所定の場所で行ってください。
- (3) 停電、故障等により貸金庫カードを使用した開閉ができないときは、貸金庫開閉依頼書と貸金庫カードを提出してください。
- (4) 貸金庫利用後は、必ず貸金庫の施錠を確認してください。

## 第 7 条(届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。貸金庫カードおよび正鍵を失ったときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または書類等を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったと

きでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

- (3) 貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。

#### 第 8 条(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第 1 項および第 2 項と同様に届出てください。
- (4) 第 1 項から第 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 第 1 項から第 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### 第 9 条(貸金庫カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 貸金庫カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) 貸金庫カードを失った場合または毀損した場合は、再発行に要する費用を支払ってください。

#### 第 10 条(印鑑照合等)

- (1) 当組合の操作機により貸金庫カードを確認し、開庫のための操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して開庫その他の取扱いをした場合には、貸金庫カードまたは暗証番号につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- (2) 操作機の故障等の場合に、当組合の窓口において貸金庫カードを確認し、貸金庫開閉依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 第 1 項および第 2 項において使用される正鍵および貸金庫カードについて、当組合は確認する義務を負いません。

#### 第 11 条(損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合は、貸金庫の開閉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 第 1 項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

#### 第 12 条(反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から E および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から E または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

#### 第 13 条(解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫カードおよび届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、貸金庫カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 9 条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合は、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないとともに同様とします。
  - ① 借主が使用料を支払わないとき
  - ② 借主について相続の開始があったとき
  - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

- ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
  - ⑦ 本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められたとき
  - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
  - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき
- (3) 第 2 項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 第 2 項または第 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 4 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日属する月の第 4 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第 1 項、第 2 項または第 3 項の明渡しに 3 か月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は、貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、第 5 項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。

#### 第 14 条(貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### 第 15 条(緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を利用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### 第 16 条(譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

#### 第 17 条(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 第 1 項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上